生活保護基準の引き下げをしないことなどを求める意見書(案)

日本の社会保障制度は、今現在でも憲法 2 5 条が規定する「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されない状態です。国民年金の平均支給額が 4 万円代と低いにもかかわらず 2 年連続の引き下げや、 6 都道府県で生活保護を下回る最低賃金が大きく影響しており、生活保護基準の引き下げは本末転倒で、年金、賃金の引き上げこそ行うべきです。

しかし、厚生労働省は今年7月の「生活支援戦略」の中間まとめなどを行い、 社会保障審議会生活保護基準部会を開き、年内にも生活保護基準の引き下げを 決めようとしています。同時に調査権限の拡大、扶養義務の強化や、受診制限 など要支援者の人権や、血縁者も共倒れになるなど生活保護制度を根幹から改 悪しようとしています。生活保護の引き下げは年金、最低賃金、就学援助など 各種制度、ナショナルミニマム、社会保障制度全体に影響します。

国民生活の最低保障基準の土台となる生活保護制度を引き下げるべきではありません。本市議会は生活保護基準に関わって以下のことを求めるものです。

記

- 1、 生活保護基準の引き下げはしないこと。
- 2、 生活保護費の国庫負担は現行の75%から全額国庫負担とすること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

2012年11月 日

摂津市議会

(日本共産党提出)